

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第10回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成16年9月9日(木)13:15～17:05

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成16年10月期の弁護士任官候補者について
- 平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- 平成17年4月期の弁護士任官候補者について
- 平成16年度新任判事補候補者について
- その他

(2) 次回の予定等について

5 議事

(1) 協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、前回の委員会以後の経過についての報告がなされたほか、平成16年7月、8月の出向からの復帰候補者、平成16年10月期の弁護士任官候補者について、最高裁判所における審議結果が報告された。

なお、最高裁判所から、平成17年4月期の弁護士任官候補者、平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに平成16年度新任判事補候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが説明された。

・ 平成16年10月期の弁護士からの任官候補者について

庶務から、本年10月期の弁護士からの任官候補者について、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じ、実務修習地及び所属弁護士事務所所在地を管轄する各地域委員会に対し、裁判官指名候補者名簿及び履歴書を送付したが、特段の情報は寄せられていない旨の報告があり、判事補として指名することの適否について審議され、審議の結果、判事補として指名することが適当であると、その結果を最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

ア 重点審議者の選別等について

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月15日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点

審議者に関する情報収集の方法については、第7回の委員会で確認したとおり、昨年度と同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡する、その際には、重点審議者であることを特定せず他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。

イ 再任希望者等に関する情報収集の在り方について

：

これまでの当委員会の議論の中で、段階式のアンケート調査は情報としての適格性に問題があり相当ではなく、また、弁護士会が組織的に情報の取りまとめをすることは、裁判官の職権の独立との関係で問題があることから、弁護士が有する情報は、当該弁護士から直接地域委員会が受け付ける方法により収集するのが相当であるとされていたところであるが、昨年の実情を見ると、相当数の弁護士会で段階式のアンケート調査がされたり、弁護士会による情報の取りまとめが行われた。弁護士会の会報を見ると、平成17年度の再任予定者についても、いくつかの弁護士会がアンケートを取るなどして情報の取りまとめをする動きが見受けられるので、各地域委員会から、弁護士会へ、情報提供の周知依頼をするに当たっては、弁護士会が弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただく、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、改めて伝えてもらうこととしてはいかがか。

：

庶務から説明、提案があった点について御意見をうかがいたい。

：

この点については、何度も議論されているところであるが、当委員会の方針は、地域委員会を通じて各会に伝わっているのか。

：

伝えていただいている。

事実の摘示は必要であるので、段階式評価はやめた方がよいということは、弁護士会内部でも話はしている。

弁護士会を通じて提供された情報については、審議に当たっての資料としないということ伝えてある地域委員会はあるのか。

再度、同様の形で情報が提供される可能性はあるのか。

前回は、問題があるとされつつも、第一回ということでもあるので、具体的な事実の記載のあるものについては、当委員会でその適格性について検討の上、資料として用いられたという経緯であった。

今回も、弁護士会を通じて情報が提供されることが考えられるので、地域委員会から、情報提供を依頼するに際して、その点に留意されたい旨付言して頂きたいということである。

「取りまとめ」の意味についてであるが、弁護士会を経由するだけであれば、いわゆる「取りまとめ」に当たらないのではないのか。

弁護士会の会報の記事を読むと、弁護士会が、内容的にも取りまとめていると思われる。

提供された情報を見ると、ファックス等で安易に送信しているものも見受けられ、個人に関する評価が記載されている文書の扱いとしても問題があると考えられる。情報の提供については、基本的に「親展扱い」で送付することとされており、それにも反することになる。

弁護士会としては、資料がなかなか集まらない中で、なるべく多くの情報を収集し裁判所に提供したいと考えており、そのような考えが、その行動に結びついている。できるだけ協力しようという思いであり、どうして問題があるのかという思いはある。

：
そういう思いがあるかもしれないが、運動論として、集まらない情報を無理に探し出してきて、それが全部出てきた段階でまとめて届けようとする事自体が議論の対象とされているものと思う。外部の情報は、今回作られた人事評価制度によって、毎年の人事評価に反映させていくことが予定されているのであるから、弁護士会は、会員の弁護士に対して、もし情報があれば直接地域委員会に提供するように伝えていただければ十分であるというのが指摘の趣旨であろう。

：
組織を通して情報提供するとなると、批判的な情報の提供については慎重になるのではないか。秘密を保持して情報を提供できる仕組みが必要である。

：
裁判官の職権の独立に配慮しつつ、その適格性を審査していくのが当委員会の制度趣旨であることからして、検察庁、弁護士会を問わず、組織が情報を取りまとめるということは、裁判官の職権の独立との関係でいかがかというのが指摘されているところである。

：
情報提供に当たっては、親展で行うべきとは決められてはいないのではないか。

：
地域委員会からは、そのように連絡しているはずである。人事に関する事務を掌る委員会以外の場で、個人のプライバシーに関する情報が見られてしまうというのは人事情報の取扱いの面で問題があり、その観点からも直接、地域委員会に情報を提供して頂くことが肝要であるということになるのか。

：
組織として意見を出すこと、組織が保管している意見について、改ざんしたりすることは問題であるということには異論がない。そうではなくて、組織に提供された情報が、

そのままの形で地域委員会に出てくる場合であっても、なお、プライバシーに関する情報がファックス等でやりとりされているということが問題になるということなのか。

：
プライバシーの問題もあるが、組織を経由した場合、情報を加工しているのではないかと
の疑いが生じるのであり、そうした疑いを払拭できるかという点が問題として大きい
のではないか。そのような疑いを避ける意味からも、委員会に直接提供するようにと
周知すれば足りるということなのであろう。

：
直接情報を提供するのが原則であることは、弁護士会内でも周知されているはずで
ある。

：
弁護士会としても、適切な情報をなるべく多く、提供できるように努力したい。ところで、
人事評価に関して提供された外部情報の扱いはどのようになるのか。

：
人事評価のために提供された外部情報については、各年度に所長が人事評価を行
う際の参考とされ、その集積が、当委員会における判断に役立てられる仕組みとなっ
ている。現在は、制度発足当初の過渡期であるので、まだ、形がよく見えないが、議
論に際しては、その点も総合的にお考え頂きたい。

：
いろいろ御意見が出されたが、弁護士会が情報を取りまとめることは、検察庁が行う
場合と同様に、裁判官の職権の独立性に影響を及ぼすおそれがあり、また、提供され
た情報の適格性について疑義が生じるおそれもあって、結果的に、的確な情報を広く
収集するという趣旨にも反することにもなりかねないことから、情報は、情報を有する
者から直接地域委員会に提供してもらうという情報収集方法をとることとしてきたとこ
ろである。改めて、当委員会の考え方を弁護士会に伝える必要があると思われるの
で、庶務から提案のなされたとおり、地域委員会から弁護士会へ情報提供の周知依
頼をするに当たっては、庶務から説明のあった点を併せて伝えてもらうこととする取
りまとめたいがいかがか。

異議なし。

・平成17年4月期の弁護士任官候補者について

以下の審議を踏まえ、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、11月15日までに情報収集の上、その結果を報告するように要請すること、地域委員会による弁護士からの情報収集の方法は、以下で取りまとめられた方法により、裁判官及び検察官からの情報収集の方法は、前年と同様の方法によることとされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、前回の委員会において、本年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の結果を見た上で改めて御議論いただく予定であったが、時間不足のため今回まで持ち越しとなっている。そこで、本日は、まず、この点について御議論いただく必要がある。前回の委員会の経過を見ても、前回地域委員会が収集した情報が、弁護士任官候補者の裁判官としての能力、適性を判断するための資料として十分なものであったとは言えないのではないかというのが、大方の委員の共通の感想ではなかったかと思われる。この関係では、弁護士に対する情報収集に当たって、裁判官及び検察官に対して情報を求めるのと同様に、名簿を示して情報提供を依頼することが課題となっているが、そのほかにも、裁判官からの情報収集についても、的確な情報を収集するための方法を検討する必要があると考えられる。そこで、今回は、これらの点を踏まえ、御議論いただきたい。

庶務から説明があったように、前回の委員会での議論に照らしても、いまだ弁護士任官候補者について、その指名の適否に関する的確な情報が収集できているとは言えない状況にあるように思われるので、前回御覧になった情報についての感想をも踏まえ、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について、御意見をうかがいたい。

判事補への任官を希望する者については、司法修習時の成績のウエート及び弁護士としての短期間の職務経験をどのように評価するかの問題があるのではないかと

：
弁護士任官候補者についても、弁護士会に候補者の名簿を示して情報提供を募るというのが当初の考え方であったが、弁護士会の推薦制度との関係にも配慮し、また、弁護士任官候補者の氏名を公表するにはまだ機が熟していないということで、中間的な方法が採用された。しかし、それで集められた情報では、十分に判断できないという委員の御意見があった。弁護士任官候補者が、裁判官として適格であるか否かをきちんと裏付ける情報をどのように集めるのかということは難しい問題である。名簿を配るという方式についても、それなりの意味はあると思われるが、現在の状況では、必ずしも、必要にして十分な情報が出てくるとは断言できないようにも思えるところであり、情報を収集する方法については、根本的な点から考えていただく必要がある。一つには、非常勤裁判官としての調停官制度の活用ということが考えられる。任期2年、再任された場合は4年の期間を、裁判所・弁護士任官希望者相互の情報収集及び弁護士業務からのスムーズな移行のための準備期間、いわば常勤裁判官へのステップとして考えることができ、実質的な情報収集も期待できるのではないかと

もう一つの問題は、弁護士任官を希望する人が申し出てからの期間が短いという問題がある。もう少し早めに任官希望を表明してもらい、その間に多様な観点から、情報を収集するということも考えられる。

：
弁護士会としては、弁護士任官候補者についての資料の収集については、選考委員会の設置を始め、裁判所の要望に応じ、できる限り協力しているところである。残った情報収集の方法としては、弁護士任官候補者の氏名を周知し情報提供を依頼する方法くらいしかない。

：
弁護士会の収集したデータが、本当にそれで十分か、検討が必要な時期に来ているのではないかと

：

その問題意識については理解している。

調停官は、弁護士任官に至る主要なルートになっていくべきだと思う。弁護士会における推薦委員会の機能としては、任官希望者の資料を集めて、弁護士任官者を増やしていくという運動論的な観点からの機能、もう一つは、任官希望の人をなるべく任官に繋げていくという機能であるが、後者の方に無理があったのではないかとも思われる。推薦委員会については、質の高い資料、客観的な資料の収集に機能を集中させる、つまり、候補者のどういう点が優れているのか、任官意欲及び能力について、実質的に検討し論証された資料を出す機能に特化させる必要があるのではないか。きちんと振り分けをし、ふさわしい人について、優れた資料を収集して提出していくものにしていく必要がある。しかし、氏名公表については、中身のあまりない、薄い情報が集まるだけで、任官希望者にとっては、決定的な生活上の困難が生じ、ますます、いい人材が集まらないという事態となるだけである。弁護士会としては、客観的かつ優れた情報を提供していく必要があり、併せて、もっと早期に任官希望を表明する仕組みについて議論していく必要がある。

長期的に見た場合、法人化された大規模弁護士事務所から弁護士任官候補者が出てくるのが望ましいのであろうが、現状は、そこまで至らない状況である。弁護士任官候補者の氏名の公表については、情報収集に当たっての姿勢を示す意味を含めて、公表に積極的な立場に立ったものの、当面は、何とか持っている情報を収集していく方法を取っていく必要がある。弁護士任官候補者について、積極的に情報を提供していこうという雰囲気がないなかで、名案を出すのは難しい。

調停官の、弁護士任官の希望の有無については明らかになっているのか。

調停官については、任官希望のある方を推薦してもらうことになっている。

調停官制度は、弁護士任官に繋げることを考えて作った制度であり、全く任官希望の

ない方はいないが、実際に調停官に任官してから考えるという方も多く、現実にどれくらい調停官からの弁護士任官者が出てくるかについては楽観できないと考えている。

調停官制度、非常勤裁判官制度はもともと弁護士任官を目的とした制度なのか。

裁判所としては、それを目的として創設した制度であり、日弁連との協議の中でもその点が明確に確認されている。

調停官制度については、最高裁はそういうスタンスであったが、日弁連としては、調停制度の充実、弁護士としての経験を調停に生かしていこうというスタンスであった。弁護士の方としては、どうしても、後者の意識の方が強い。

弁護士任官希望者について、任官の意思ないし意向を早期に表明する方法については検討しているのか。

弁護士任官については、最高裁と日弁連で取り決めをしており、早期に任官意思を表明してもらうためには、取決めの内容を見直す必要がある。

弁護士としては、現在でも待機期間が長いと受け止めている。

事務所の整理等の期間として、ある程度の期間があった方がよいのではないか。

任官することが決まってからはその方がよいが、決まるまでの期間が長いと困る。

どのような資料が必要なのかの議論がもっと必要なのではないか。

資料収集については、アメリカのように試用期間として一定期間任官してもらうのがよいのだが、憲法上の問題があり、実際は行うことができない。

それに代わる制度として設けられたのが、調停官の制度といえるのではないか。

弁護士から、どんどん任官希望者が出てくればよいのだが、法科大学院による法曹養成が軌道に乗り、飛躍的に法曹人口が増加するのを待つしかないのではないか。

民間企業では、ヘッドハンティング会社に注文して、人材を探してもらうということもある。

そういう観点から弁護士を見ようという雰囲気も出てきてはいるが、弁護士として業績を挙げていて、任官して頂きたいと思う人ほど、来て頂けないという実情にある。

いろいろ御議論されたが、弁護士任官希望者に関する情報収集の在り方については、ただ今示された御意見を踏まえて、今後とも継続的に検討していくこととするが、今回の候補者については、前回と同様に、弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとしたいと思うが、いかがか。

異議なし

裁判官からは、情緒的ではなく裁判記録に基づいたコメントをして欲しい。

具体的事実をもってコメントするよう、留意しているところである。

・ 平成16年度新任判事補候補者について

平成16年度新任判事補候補者に関する審議の手順については、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供することとし、昨年と同様に、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には、それを当委員会に提供する取扱いとすることとされ、庶

務から、今後の予定について説明(新任判事補候補者については、9月8日から22日までいわゆる二回試験が実施され、その後、28日及び29日に、最高裁事務総局において採用面接が行われることになっている。司法修習は、30日に開催予定の二回試験の合否を決定する考試委員会を経て、10月1日に終了する。)がなされた。

・ その他

庶務から、地域委員の守秘義務、弁護士委員の在り方などに関し、あるブロック弁護士会の機関誌に、地域委員会における審議の状況に関する記事があり、当該記事の中には、地域委員としての守秘義務あるいは中立公正さ等に照らして、やや問題のある部分が含まれているのではないかとと思われるので、地域委員の守秘義務について、改めて注意を喚起していただきたい旨の説明・提案がなされた。当該提案について、各委員からは、「委員個人の意見を表明することは問題がないのではないか。」、「組織の中で、一人だけ、別な形で公表するというのは問題がある。守秘義務がある委員としては、そういうことは慎むべきであるということなのではないか。」、「委員会の趣旨・運営状況を理解してもらうために、議事要旨等で公表されている以外のことについても発言することがあるが、それは、本制度を育てるためには必要だと考えるからである。一定の節度を守って、発言することは認められてしかるべきではないか。」、「公表されている議事要旨の内容で、守秘義務違反の有無を考えるのであれば、議事要旨については、できるだけ早く、かつ、記載内容については一定の基準により作成されるべきではないか。」との意見が出された。地域委員が、地域委員会の審議の状況について報告等をする場合、その守秘義務に照らして問題が生じないように配慮することや、裁判官の人事に関する手続きを掌る地域委員があたかも弁護士会等の出身母体の方針に則って職務を遂行しているかのような誤解を与えて地域委員の中立公正さに疑義を抱かせることのないよう配慮すべきことについては、異論がなかった。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会の日時は、10月4日(月)午後1時15分から開催され、平成16年度新任判事補候補者について審議することとなった。

以上